



2026年2月19日

各位

会社名 ラ ク ス ル 株式会社
代表者名 代表取締役社長 グループCEO 永見 世央
(コード: 4384 東証プライム市場)
問合せ先 上級執行役員 グループCFO 杉山 賢
(TEL. 03-6629-4893)

(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について

当社が2025年12月11日に公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(2026年2月4日付で公表した「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」を含み、以下、「本プレスリリース」といいます。)について、その内容の一部に変更すべき事項が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

R1株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2025年12月12日より本公開買付け(本プレスリリースにおいて定義された意味を有します。以下同じです。)を実施しておりましたが、2026年2月19日に公開買付者より公開買付届出書の訂正届出書が提出され、当社は公開買付者より、公開買付届出書の訂正届出書に記載のとおり、(i)公開買付者が2026年2月19日付で、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格を1,710円から1,900円に変更し、当該変更後の公開買付け価格を最終的なものとし、今後、公開買付け価格を一切変更しないことを決定したこと、(ii)公開買付者が、2026年2月19日付で、Aspex Opportunity Master Fund(所有株式数:2,664,000株、所有割合:4.47%)との間で、その所有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募することを内容とする契約を締結したこと、及び(iii)公開買付け期間を2026年2月19日までの合計43営業日から、2026年3月9日までの合計54営業日に延長することを決定した旨の連絡を受けました。これらに伴い、本プレスリリースに一部変更すべき事項がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、変更箇所につきましては下線を付しております。

記

2. 買付け等の価格

(変更前)

(1) 普通株式1株につき、金 1,710円(以下「本公開買付け価格」といいます。)

(2) <省略>

(変更後)

(1) 普通株式1株につき、金 1,900円(以下「本公開買付け価格」といいます。)

(2) <省略>

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(変更前)

公開買付者は、合同会社乃木坂ホールディングス(以下「乃木坂ホールディングス」といいます。)、R

パートナーズ合同会社（以下「R パートナーズ」といいます。）及び West Street Asia Equity Partners I EE Holdco 111 LLC（以下「West Street Asia Equity Partners」といい、乃木坂ホールディングス及び R パートナーズと総称して「GS SPC」といいます。）がそれぞれその持分の 11.22%、63.68%、25.10%（小数点以下第三位を四捨五入。）を直接保有する R3 株式会社の完全子会社である R2 株式会社（以下 R3 株式会社を「公開買付者祖父母会社」といい、R2 株式会社を「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、本公開買付けを通じて株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している当社株式及び本新株予約権（以下「当社株式」及び「本新株予約権」を総称して「当社株券等」といいます。）を取得及び所有すること等を主たる目的として、2025 年 10 月 24 日に設立された株式会社とのことです。なお、本日現在、公開買付者、公開買付者親会社、公開買付者祖父母会社、乃木坂ホールディングス、R パートナーズ及び West Street Asia Equity Partners は、いずれも当社株券等を所有していないとのことです。

<中略>

本公開買付けに際し、GS SPC は、2025 年 12 月 11 日付で、当社の代表取締役社長グループ CEO であり、当社の株主である永見世央氏（以下「永見氏」といいます。所有株式数：1,011,100 株（所有割合（注 1）：1.70%）、所有新株予約権数：9,670 個（目的となる株式数：1,057,000 株、所有割合：1.77%）（注 2）及び当社の取締役会長であり、当社の第 2 位株主（2025 年 7 月 31 日時点）である松本恭攝氏（以下「松本氏」といいます。所有株式数：7,317,550 株（ただし、本譲渡制限付株式 18,250 株を含みます。）（所有割合：12.28%）、所有新株予約権数：4,700 個（目的となる株式数：940,000 株、所有割合：1.58%）（注 3）（以下、公開買付者、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスを総称して「公開買付者ら」といいます。）との間で公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結し、①永見氏が所有する当社株式 1,011,100 株（所有割合：1.70%）、同氏が所有する第 12 回新株予約権及び第 14 回新株予約権（900 個）を本公開買付けへの応募までに行使することにより同氏が取得する当社株式 180,000 株（所有割合：0.30%）の全て、並びに松本氏が所有する本譲渡制限付株式を除く当社株式 7,299,300 株（所有割合：12.25%）の全て及び同氏が所有する第 12 回新株予約権及び第 14 回新株予約権（4,700 個）を本公開買付けへの応募までに行使すること（注 4）により同氏が取得する当社株式 940,000 株（所有割合：1.58%）の全てについて本公開買付けに応募すること、②永見氏が所有する第 18 回新株予約権（8,770 個）（目的となる株式数：877,000 株）を本日以降速やかに放棄すること、③本公開買付けの決済後に本スクイズアウト手続（以下において定義します。以下同じです。）の完了のために必要な手続を実施すること、及び④本スクイズアウト手続完了後、永見氏及び松本氏がそれぞれその資産管理会社をして、公開買付者祖父母会社に本再出資（以下において定義します。以下同じです。）をすること等を合意しているとのことです。本公開買付契約の詳細については、下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」をご参照ください。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、(i) 公開買付者祖父母会社が、遅くとも本公開買付けに係る決済の開始日の 2 営業日前までに、乃木坂ホールディングスから 4,354,844,000 円、R パートナーズから 24,707,824,000 円、West Street Asia Equity Partners から間接的に 9,737,332,000 円を限度とする出資（以下「本 GS SPC 出資」といいます。）を受け、またみずほ銀行から本公開買付けの決済の開始日の 2 営業日前までに、20,000,000,000 円を上限として借入れ（以下「本メザニンローン」といいます。）を行った上で、公開買付者親会社において、公開買付者祖父母会社から本 GS SPC 出資及び本メザニンローンにより賄う資金の出資を受けた上、公開買付者において、本公開買付けに係る決済等に要する資金として、公開買付者親会社から出資を受けるとともに、(ii) 公開買付者において、みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）から、本公開買付けの決済の開始日の前営業日前までに、それぞれ 38,850,000,000 円及び 16,650,000,000 円（合計 55,500,000,000 円）円を上限として借入れ（以下「本買収ローン」といいます。）を受けることにより賄うことを予定しているとのことです。本買収ローンに係る融資条件の詳細は、みずほ銀行及び三井住友銀行と別途協議の上、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされており、本買収ローンに係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式が担保に供されることが予定されているとのことです。

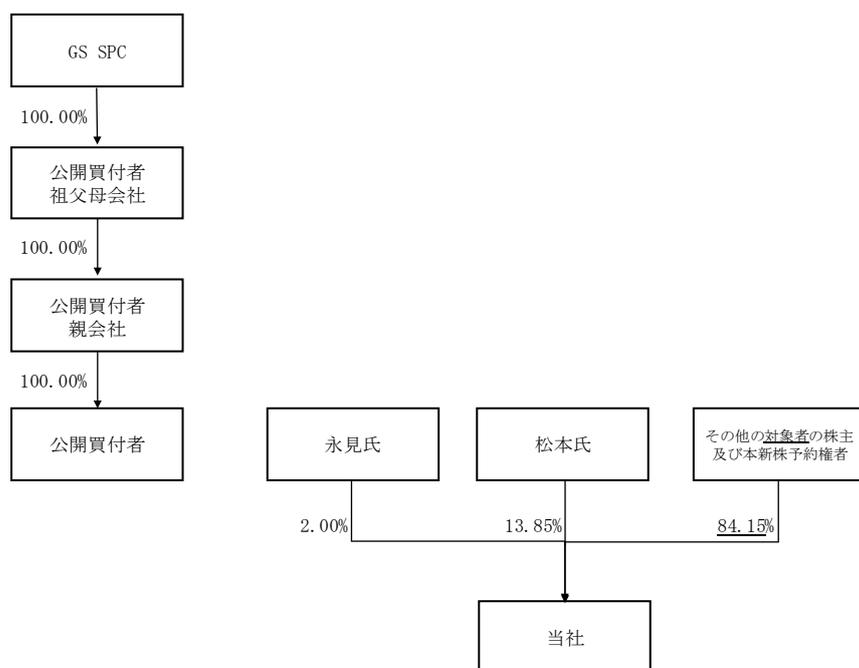
また、本日現在において、GS SPC は、永見氏及び松本氏との間で、本公開買付契約において、本スクイズアウト手続の完了後、公開買付者祖父母会社に対し、永見氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社（以下「永見氏資産管理会社」といいます。）が公開買付者祖父母会社の A 種種類株式（注 7）を、松本氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社（以下「松本氏資産管理会社」といいます。）が公開買付者祖父母会社の B 種種類株式（注 8）を取得すべく、永見氏資産管理会社及び松本氏資産管理会社の合計で議決権比率 50.0%となる株式出資（以下「本再出資」といいます（注 9.））を行うことを合意しているとのことです。

- (注7) A種種類株式の内容として、優先配当権(B種種類株式とは同順位)、A種種類株式1株当たり普通株式1株を対価とする取得請求権及びA種種類株式1株当たり普通株式1株を対価とする取得条項が定められる予定とのことです。
- (注8) B種種類株式の内容として、優先配当権(A種種類株式とは同順位)、B種種類株式1株当たり普通株式1株を対価とする取得請求権及びB種種類株式1株当たり普通株式1株を対価とする取得条項が定められる予定とのことです。
- (注9) 本再出資における公開買付者祖父母会社のA種種類株式及びB種種類株式1株当たりの対価を決定する前提となる当社株式の評価は、公開買付価格の均一性規制(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の2第3項)の趣旨に抵触しないよう、当社株式1株当たりの本公開買付価格と同一の価格である1,710円(ただし、本スクイズアウト手続として本株式併合を実施する場合、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定とのことです。)とする予定とのことです。本再出資は、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、永見氏及び松本氏が、引き続き当社の経営に関与することを前提としながらも、当社株式を非公開化した上で、株主と経営陣が一体となった強固かつ安定した新しい経営体制の構築により機動的かつ柔軟な意思決定を可能とし、当社の成長戦略・事業構造改革の実行及び事業の積極展開に取り組むため、永見氏及び松本氏並びにGS SPCとの間で合意されるものであり、永見氏及び松本氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、本公開買付けへの応募の対価を提供するものではなく、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

その後、公開買付者は、2025年12月12日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断期間を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026年2月4日、公開買付期間を2026年2月19日まで延長し、合計43営業日とすること(以下「本期間延長」といいます。)を決定したとのことです。なお、公開買付者としては、他に本公開買付けと比較しうる当社株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、当社がそのような提案を受領してもいないことから、本公開買付価格(1,710円)は、当社の価値を十分に反映した価格であり、かつ、当社の株主の皆様にとって最善なものと考えており、当社の株主の皆様が当社株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えているため、本日現在、本期間延長後も本公開買付価格を変更する予定はないとのことです。

現在想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりとのことです。

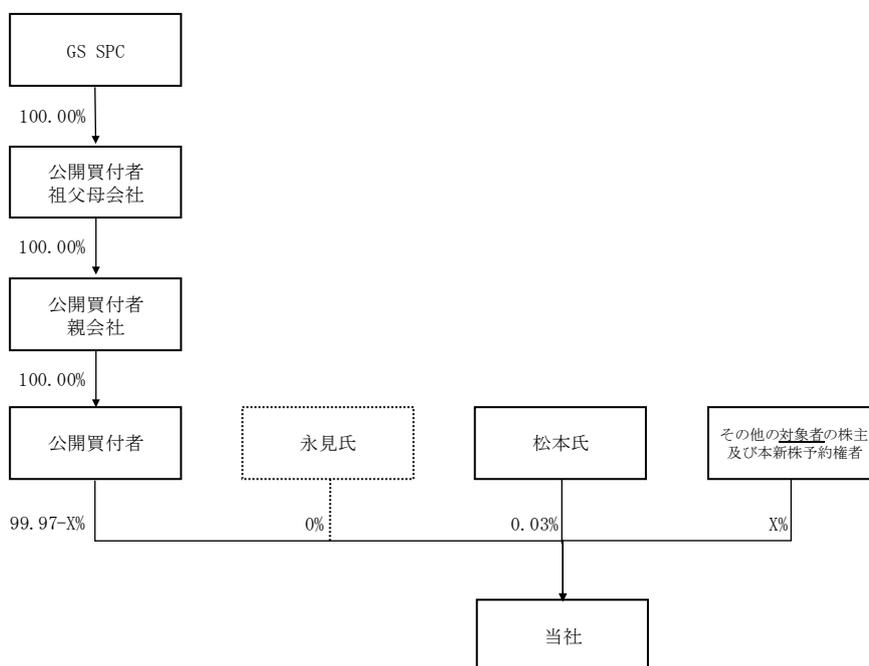
I. 本公開買付けの実施前（現状）



(注10) ストラクチャー図内の数値は直接的又は間接的な所有割合を記載しているとのことです。なお、「永見氏」及び「松本氏」並びに「その他の当社の株主及び本新株予約権者」の所有割合については、本新株予約権のうち、本日現在残存し、行使可能な本新株予約権の目的となる当社株式数を加算して算出しているとのことです。以下のストラクチャー図においても同様です。

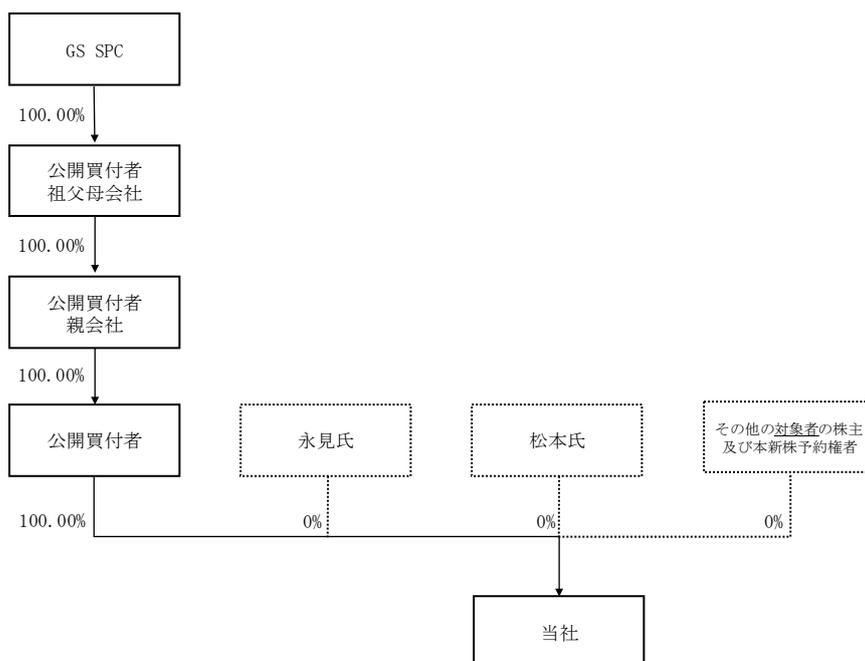
II. 本公開買付け成立後

公開買付者は、当社株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び本譲渡制限付株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）を対象に本公開買付けを実施することです。なお、公開買付け期間の末日後、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済の開始までの間に公開買付者祖父母会社に対して本 GS SPC 出資を実施する想定とすることです。



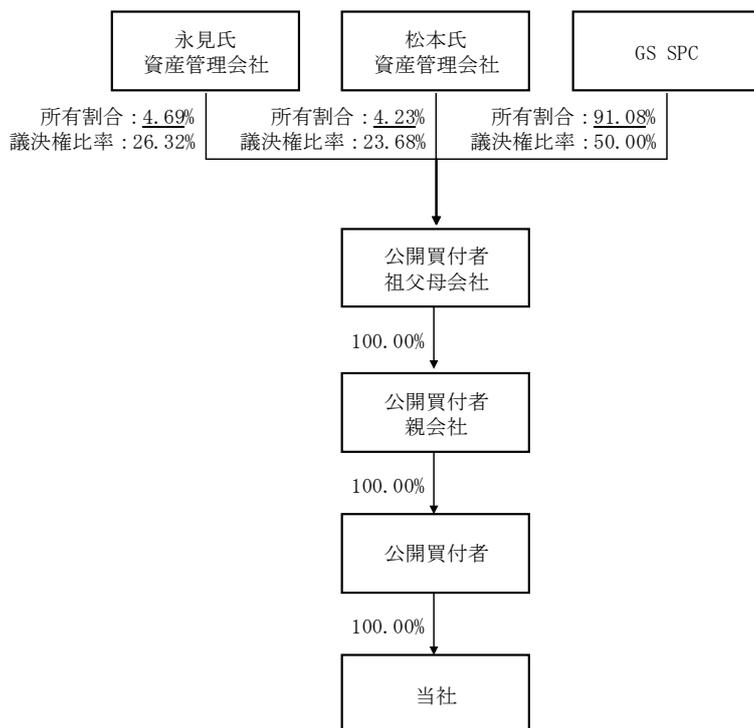
III. 本スクイーズアウト手続後

公開買付者は、本公開買付けにより、当社株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び本譲渡制限付株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社の株主を公開買付者のみとするため、本スクイーズアウト手続を実施する予定とすることです。



IV. 本再出資後

有価証券報告書の提出義務免除申請の承認が得られた後、永見氏及び松本氏はそれぞれの資産管理会社を通じて公開買付者祖父母会社に対して本再出資を行う予定とのことです。その結果、公開買付者祖父母会社に対する議決権比率は永見氏資産管理会社が 26.32%、松本氏資産管理会社が 23.68%、GS SPC が計 50.00%となる予定とのことです。



(変更後)

公開買付者は、合同会社乃木坂ホールディングス（以下「乃木坂ホールディングス」といいます。）、R パートナーズ合同会社（以下「R パートナーズ」といいます。）及び West Street Asia Equity Partners I EE Holdco 111 LLC（以下「West Street Asia Equity Partners」といい、乃木坂ホールディングス、R パートナーズ及び West Street Asia Equity Partners を総称して「GS SPC」といいます。）がそれぞれその持分の 5.09%、83.21%、11.70%（小数点以下第三位を四捨五入。）を直接保有する R3 株式会社の完全子会社である R2 株式会社（以下 R3 株式会社を「公開買付者祖父母会社」といい、R2 株式会社を「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、本公開買付けを通じて株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している当社株式及び本新株予約権（以下「当社株式」及び「本新株予約権」を総称して「当社株券等」といいます。）を取得及び所有すること等を主たる目的として、2025 年 10 月 24 日に設立された株式会社とのことです。なお、本日現在、公開買付者、公開買付者親会社、公開買付者祖父母会社、乃木坂ホールディングス、R パートナーズ及び West Street Asia Equity Partners は、いずれも当社株券等を所有していないとのことです。

< 中略 >

本公開買付けに際し、GS SPC は、2025 年 12 月 11 日付で、当社の代表取締役社長グループ CEO であり、当社の株主である永見世央氏（以下「永見氏」といいます。所有株式数：1,011,100 株（所有割合（注 1）：1.70%）、所有新株予約権数：9,670 個（目的となる株式数：1,057,000 株、所有割合：1.77%）（注 2）及び当社の取締役会長であり、当社の第 2 位株主（2025 年 7 月 31 日時点）である松本恭攝氏（以下「松本氏」といいます。所有株式数：7,317,550 株（ただし、本譲渡制限付株式 18,250 株を含みます。）（所有割合：12.28%）、所有新株予約権数：4,700 個（目的となる株式数：940,000 株、所有割合：1.58%）（注 3）（以下、公開買付者、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスを総称して「公開買付者ら」といいます。）との間で公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結し、①永見氏が所有する当社株式 1,011,100 株（所有割合：1.70%）、同氏が所有する第 12 回新株予約権及び第 14 回新株予約権（900 個）を本公開買付けへの応募までに行使することにより同氏が取得する当社株式 180,000 株（所有割合：0.30%）の全て、並びに松本氏が所有する本譲渡制限付株式を除く当社株式 7,299,300 株（所有割合：12.25%）の全て及び同氏が所有する第 12 回新株予約権及び第 14 回新株予約権（4,700 個）を本公開買付けへの応募までに行使すること（注 4）により同氏が取得する当社株式 940,000 株（所有割合：1.58%）の全てについて本公開買付けに応募すること、②永見氏が所有する第 18 回新株予約権（8,770 個）（目的となる株式数：877,000 株）を本日以降速やかに放棄すること、③本公開買

付けの決済後に本スクイズアウト手続（以下において定義します。以下同じです。）の完了のために必要な手続を実施すること、及び④本スクイズアウト手続完了後、永見氏及び松本氏がそれぞれその資産管理会社をして、公開買付者祖父母会社に本再出資（マネジメント）（以下において定義します。以下同じです。）をすること等を合意しているとのことです。

さらに、本公開買付けに際し、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高める観点で、2026年2月19日付で、Aspex Opportunity Master Fund（以下「Aspex」といいます。）（所有株式数：2,664,000株、所有割合：4.47%）との間で応募契約（以下「本応募契約（Aspex）」といいます。）を締結し、①Aspexが所有する当社株式2,664,000株（所有割合：4.47%）の全てを本公開買付けに応募すること、及び本公開買付けの成立を条件として、Aspexの関連当事者（以下「Aspex 関連当事者」といいます。）が、本公開買付けの成立後、別途公開買付者と合意した期日において、Rパートナーズへの匿名組合出資（以下「本再出資（Aspex 関連当事者）」といいます。）をすることを内容とする再出資契約を締結する旨を合意しているとのことです。

本公開買付契約及び本応募契約（Aspex）の詳細については、下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約及び「③ 本応募契約（Aspex）」をご参照ください。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、(i) 公開買付者祖父母会社が、遅くとも本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前までに、乃木坂ホールディングスから2,690,490,920円、Rパートナーズから43,980,610,250円、West Street Asia Equity Partnersから間接的に6,183,898,830円を限度とする出資（以下「本GS SPC出資」といいます。）を受け、またみずほ銀行から本公開買付けの決済の開始日の2営業日前までに、20,000,000,000円を上限として借入れ（以下「本メザニンローン」といいます。）を行った上で、公開買付者親会社において、公開買付者祖父母会社から本GS SPC出資及び本メザニンローンにより賄う資金の出資を受けた上、公開買付者において、本公開買付けに係る決済等に要する資金として、公開買付者親会社から出資を受けるとともに、(ii) 公開買付者において、みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）から、本公開買付けの決済の開始日の前営業日前までに、それぞれ38,850,000,000円及び16,650,000,000円（合計55,500,000,000円）円を上限として借入れ（以下「本買収ローン」といいます。）を受けることにより賄うことを予定しているとのことです。本買収ローンに係る融資条件の詳細は、みずほ銀行及び三井住友銀行と別途協議の上、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式が担保に供されることが予定されているとのことです。

また、本日現在において、GS SPCは、永見氏及び松本氏との間で、本公開買付契約において、本スクイズアウト手続の完了後、公開買付者祖父母会社に対し、永見氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社（以下「永見氏資産管理会社」といいます。）が公開買付者祖父母会社のA種種類株式（注7）を、松本氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社（以下「松本氏資産管理会社」といいます。）が公開買付者祖父母会社のB種種類株式（注8）を取得すべく、永見氏資産管理会社及び松本氏資産管理会社の合計で議決権比率50.0%となる株式出資（以下「本再出資（マネジメント）」といいますが（注9））を行うことを合意しているとのことです。

（注7）A種種類株式の内容として、優先配当権（B種種類株式とは同順位）、A種種類株式1株当たり普通株式1株を対価とする取得請求権及びA種種類株式1株当たり普通株式1株を対価とする取得条項が定められる予定とのことです。

（注8）B種種類株式の内容として、優先配当権（A種種類株式とは同順位）、B種種類株式1株当たり普通株式1株を対価とする取得請求権及びB種種類株式1株当たり普通株式1株を対価とする取得条項が定められる予定とのことです。

（注9）本再出資（マネジメント）における公開買付者祖父母会社のA種種類株式及びB種種類株式1株当たりの対価を決定する前提となる当社株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、当社株式1株当たりの本公開買付価格と同一の価格である1,900円（ただし、本スクイズアウト手続として本株式併合を実施する場合、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定とのことです。）とする予定とのことです。本再出資（マネジメント）は、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、永見氏及び松本氏が、引き続き当社の経営に関与することを前提としながらも、当社株式を非公開化した上で、株主と経営陣が一体となった強固かつ安定した新しい経営体制の構築により機動的かつ柔軟な意思決定を可能とし、当社の成長戦略・事業構造改革の実行及び事業

の積極展開に取り組むため、永見氏及び松本氏並びにGS SPCとの間で合意されるものであり、永見氏及び松本氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、本公開買付けへの応募の対価を提供するものではなく、公開買付けの均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

その後、公開買付者は、2025年12月12日から本公開買付けを開始いたしました。本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募についてさらなる判断期間を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026年2月4日、公開買付け期間を2026年2月19日まで延長し、合計43営業日とすること(以下「本期間延長」といいます。)を決定したとのことです。なお、公開買付者としては、他に本公開買付けと比較しうる当社株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、当社がそのような提案を受領してもいないことから、本公開買付け(1,710円)は、当社の価値を十分に反映した価格であり、かつ、当社の株主の皆様にとって最善なものと考えており、当社の株主の皆様による当社株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えているため、2026年2月4日時点で、本期間延長後も本公開買付け価格を変更する予定はない旨を公表したとのことです。

公開買付者としては、本公開買付け条件変更(下記に定義します。以下同じです。)前の本公開買付け価格(1,710円)について、他に本公開買付けと比較しうる当社株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、当社がそのような提案を受領してもいないことから、当社の価値を十分に反映した価格であり、かつ、当社の株主の皆様にとって最善なものと考えており、当社の株主の皆様による当社株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたとのことです。

一方で、公開買付者は、上記の公開買付け期間の延長後における当社株式の市場取引の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを勘案した結果、本公開買付けの成立の可能性を高めるためには、当社の株主の皆様に対して本公開買付け条件変更前の本公開買付け価格より高い金額での売却機会を提供する必要があると考えるに至ったとのことです。

かかる考えの下、公開買付者は、2026年2月13日、ゴールドマン・サックスの合理的な投資基準を踏まえ、本公開買付け価格を1,710円から1,900円(2026年2月12日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値(2,050円)に対して7.32%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値(1,991円)に対して4.57%の各ディスカウントを行った価格、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値(1,675円)に対して13.43%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値(1,431円)に対して32.77%の各プレミアムを加えた価格)に変更することを検討していること、また、当該価格はゴールドマン・サックスの投資基準に基づき慎重に検討した結果、投資判断として許容される評価額の最大値であり、公開買付者として当社株主の皆様にご提供できる最大限かつ最終の価格であると考えている旨を当社に伝達したとのことです。

これに対して、当社は、2026年2月18日開催の当社取締役会において、本公開買付けが2025年12月12日に開始されてから42営業日経過した現在でもなお、他に本公開買付けと比較しうる当社株式に関する買収提案は公表されておらず、また、当社としてもそのような提案を受領してもいないことから、当社としても、本公開買付け条件変更前の本公開買付け価格(1,710円)が当社の株主の皆様による当社株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたことに加え、ゴールドマン・サックスの投資基準に照らして最大限の価格として引き上げられた本公開買付け価格(1,900円)は、さらに当社の株主の皆様による有利な条件になっていることから、本公開買付け価格を1,900円とする提案に応諾し、公開買付者が本公開買付け条件変更を正式に決定することを条件として、本公開買付け条件変更に対して賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議し、公開買付者は、その旨の回答を当社から受領しました。

これを受け、公開買付者は、2026年2月19日、本公開買付け価格を1,710円から1,900円に変更すること、具体的には、(i)本公開買付け条件変更前の本公開買付け価格(1,710円)は、他に本公開買付けと比較しうる当社株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、当社がそのような提案を受領してもいないことから、当社の価値を十分に反映した価格であり、かつ、当社の株主の皆様にとって最善なものと考えており、当社の株主の皆様による当社株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたことに加えて、(ii)本公開買付け条件変更により、さらに当社の株主の皆様による有利な条件になっていることから、本公開買付け条件変更後の本公開買付け価格を最終的なものとし、今後、本公開買付け価格の一切の変更を行うことはない旨を決定したとのことです(以下「本公開買付け条件変更」といいます。)

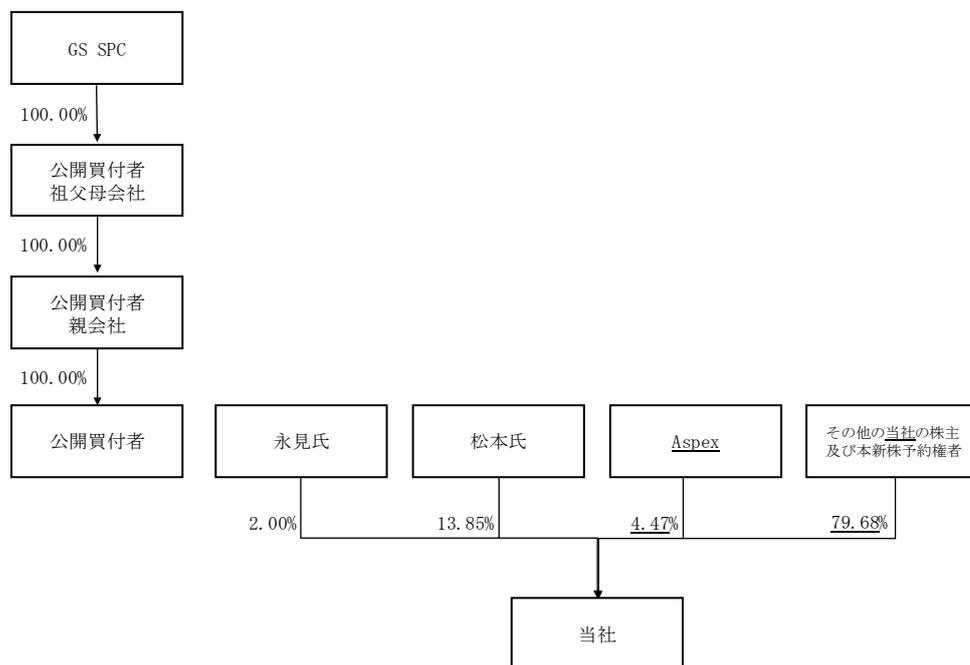
また、公開買付者は、公開買付け期間を2025年12月12日から2026年2月19日まで(43営業日)と定めていたが、本公開買付け価格の変更を決定したことに伴う公開買付け届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付け期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月19日から起算して11

営業日を経過した日に当たる 2026 年 3 月 9 日まで延長して合計 54 営業日とすることとなったとのことです。なお、本公開買付条件変更後の本公開買付価格である 1 株当たり 1,900 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2025 年 12 月 10 日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 1,250 円に対して 52.00%、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,188 円に対して 59.93%、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,151 円に対して 65.07%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,197 円に対して 58.73%のプレミアムを加えた価格となります。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高めるため、本公開買付条件変更を決定したことに伴う公開買付届出書の訂正届出書の提出日現在、当社の株主様のうち一部の機関投資家との間で、本公開買付価格変更後の本公開買付価格 (1,900 円) でのその所有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募することを内容とする契約の締結に向けた協議を引き続き行っており、正式に合意した場合には改めてお知らせする予定とのことです。

現在想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりとのことです。

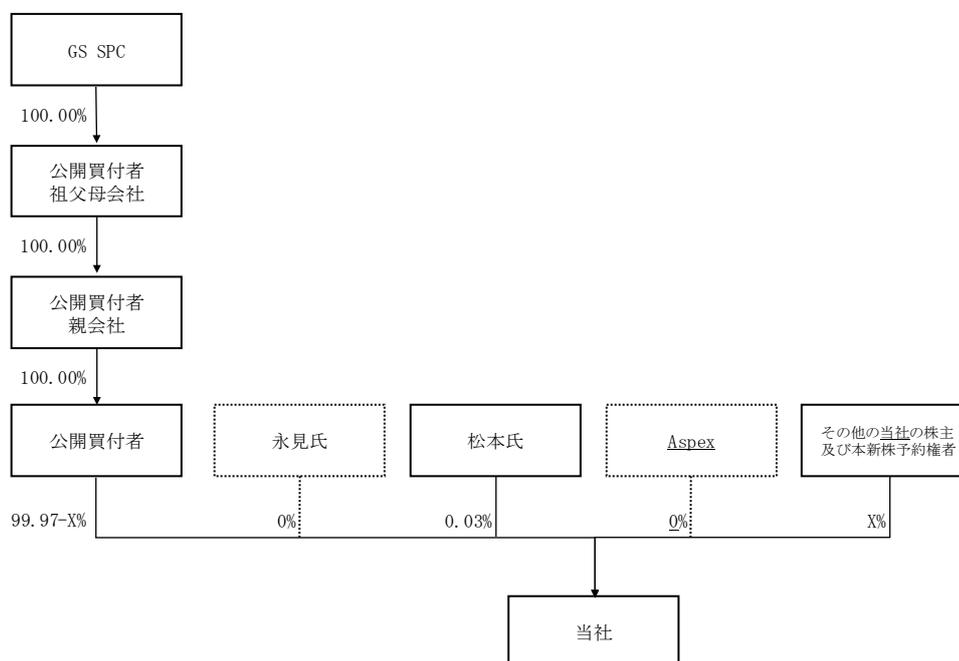
I. 本公開買付けの実施前（現状）



(注10)ストラクチャー図内の数値は直接的又は間接的な所有割合を記載しているとのことです。なお、「永見氏」、「松本氏」及び Aspex 並びに「その他の当社の株主及び本新株予約権者」の所有割合については、本新株予約権のうち、本日現在残存し、行使可能な本新株予約権の目的となる当社株式数を加算して算出しているとのことです。以下のストラクチャー図においても同様です。

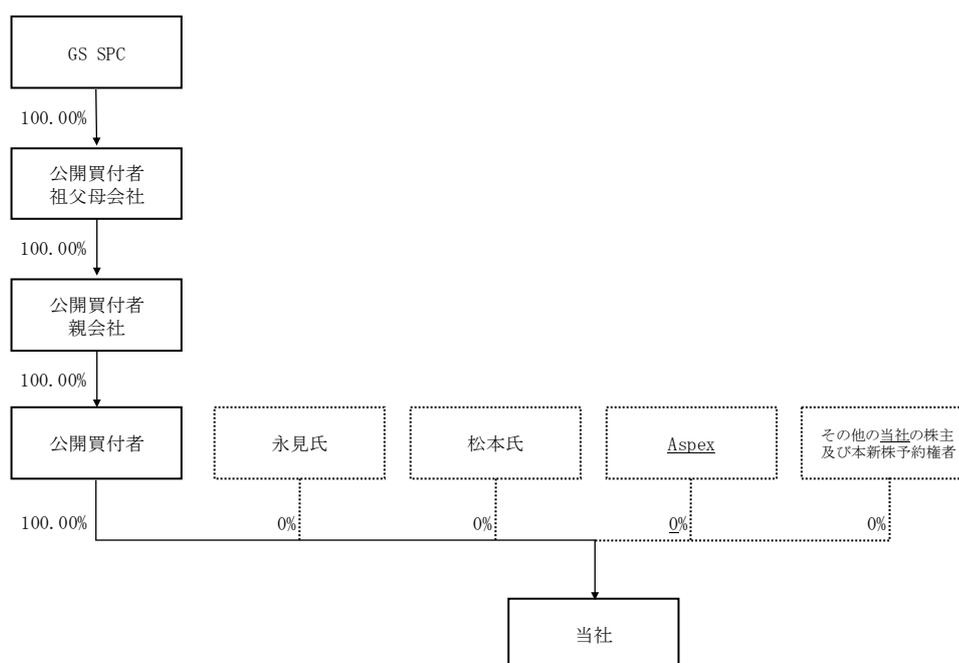
II. 本公開買付け成立後

公開買付者は、当社株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び本譲渡制限付株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）を対象に本公開買付けを実施することです。なお、公開買付け期間の末日後、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済の開始までの間に公開買付者祖父母会社に対して本 GS SPC 出資を実施する想定とこのことです。



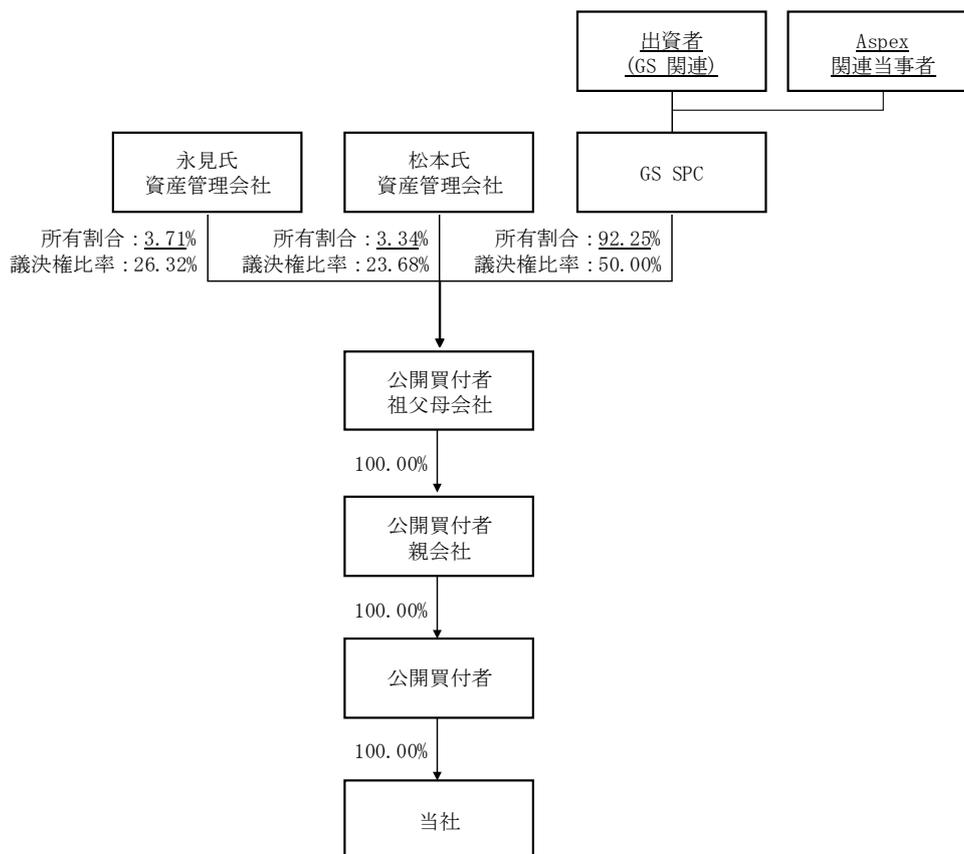
III. 本スクイーズアウト手続後

公開買付者は、本公開買付けにより、当社株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び本譲渡制限付株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社の株主を公開買付者のみとするため、本スクイーズアウト手続を実施する予定とこのことです。



IV. 本再出資（マネジメント）及び本再出資（Aspex 関連当事者）後

有価証券報告書の提出義務免除申請の承認が得られた後、永見氏及び松本氏はそれぞれの資産管理会社を通じて公開買付者祖父母会社に対して本再出資（マネジメント）を、Aspex 関連当事者は本公開買付けの成立後、本再出資（Aspex 関連当事者）を行う予定とのことです。その結果、公開買付者祖父母会社に対する議決権比率は永見氏資産管理会社が 26.32%、松本氏資産管理会社が 23.68%、GS SPC が計 50.00%となる予定とのことです。



② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(変更前)

<前略>

加えて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは 2025 年 10 月中旬から同年 12 月上旬にかけて、本取引のストラクチャー、本取引後の出資比率、本取引後の当社の運営並びに株式の取扱いに対する関与についての協議を行った結果、2025 年 12 月 11 日付で、本公開買付契約及び本株主間契約（下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「② 本株主間契約」において定義します。以下同じです。）を締結したとのことです。詳細は下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「② 本株主間契約」をご参照ください。以上の協議・交渉を経て、公開買付者は、2025 年 12 月 12 日、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

(変更後)

<前略>

加えて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは 2025 年 10 月中旬から同年 12 月上旬にかけて、本取引のストラクチャー、本取引後の出資比率、本取引後の当社の運営並びに株式の取扱いに対する関与についての協議を行った結果、2025 年 12 月 11 日付で、本公開買付契約及び本株主間契約（下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「② 本株主間契約」において定義します。以下同じです。）を締結したとのことです。詳細は下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「② 本株主間契約」をご参照ください。以上の協議・交渉を経て、公開買付者は、2025 年 12 月 12 日、本取引

の一環として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

その後、上記「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高める観点で、2026年2月19日付で、Aspex（所有株式数：2,664,000株、所有割合：4.47%）との間で本応募契約（Aspex）を締結し、①Aspexが所有する当社株式2,664,000株（所有割合：4.47%）の全てを本公開買付けに応募すること、及び本公開買付けの成立を条件として、Aspex関連当事者が、本公開買付けの成立後、別途公開買付者と合意した期日において、Rパートナーズへの本再出資（Aspex関連当事者）をすることを内容とする再出資契約を締結する旨を合意したとのことです。

<後略>

(ii) 公開買付け後の経営方針

(ウ) 当社株式の非公開化に伴う意思決定の迅速化

(変更前)

公開買付者は、本公開買付け成立後、(i)本スクイーズアウト手続を通じて当社の株主を公開買付者のみとすること、(ii)本スクイーズアウト手続完了後に永見氏及び松本氏から本再出資を受けること、(iii)公開買付者を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを予定しているとのことです。

<後略>

(変更後)

公開買付者は、本公開買付け成立後、(i)本スクイーズアウト手続を通じて当社の株主を公開買付者のみとすること、(ii)本スクイーズアウト手続完了後に永見氏及び松本氏から本再出資（マネジメント）を受けること、(iii)公開買付者を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを予定しているとのことです。

<後略>

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(変更前)

<前略>

以上より、当社は、2025年12月11日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。また、本新株予約権については、本新株予約権買付価格が1円とされていることから、本新株予約権者の皆様の本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

上記取締役会決議の詳細は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

(変更後)

<前略>

以上より、当社は、2025年12月11日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。また、本新株予約権については、本新株予約権買付価格が1円とされていることから、本新株予約権者の皆様の本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

その後、当社は、公開買付者から、2026年2月13日、本公開買付価格を1,710円から公開買付者がゴールドマン・サックスの投資基準に基づき慎重に検討した結果投資判断として許容される評価額の最大値であり、公開買付者として当社株主の皆様にご提供できる最大限かつ最終の価格である1,900円に変更することを検討している旨の伝達を受けました。

これに対して、当社は、2026年2月18日開催の当社取締役会において、本公開買付けが2025年12月12日に開始されてから42営業日経過した現在でもなお、他に本公開買付けと比較しうる当社株式に関する買収提案は公表されておらず、また、当社としてもそのような提案を受領してもないことから、当社としても、本公開買付条件変更前の本公開買付価格（1,710円）が当社の株主の皆様にとって合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたことに加え、ゴールドマン・サックスの投資基準に照らして最大限の価格として引き上げられた本公開買付価格（1,900円）は、さらに当社の株主の皆様にとって有利な条件になっていることから、本公開買付価格を1,900円とする提案に応諾し、公開買付者が本

公開買付条件変更を正式に決定することを条件として、本公開買付条件変更に対して賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議し、その旨を公開買付者に回答いたしました。また、当社は、2026年2月18日付で、本特別委員会より別添「当特別委員会の意見について」を受領しております。

上記2025年12月11日及び2026年2月18日開催の取締役会決議の詳細は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

② 株式併合

（変更前）

本公開買付けの成立後、公開買付者が、合計で当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。また、公開買付者は、速やかに当社株式の非公開化を行い、当社の企業価値向上に向けて、上記「(2) 意見の理由及び根拠」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の各経営施策を早期に実施していく観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。本日現在においては、本臨時株主総会の開催時期は2026年4月中旬を予定しているとのことです。なお、当社は、公開買付者からこれらの要請を受けた場合には、これらの要請に応じる予定です。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

（変更後）

本公開買付けの成立後、公開買付者が、合計で当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。また、公開買付者は、速やかに当社株式の非公開化を行い、当社の企業価値向上に向けて、上記「(2) 意見の理由及び根拠」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の各経営施策を早期に実施していく観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。本日現在においては、本臨時株主総会の開催時期は2026年5月上旬を予定しているとのことです。なお、当社は、公開買付者からこれらの要請を受けた場合には、これらの要請に応じる予定です。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(ii) 特別委員会における検討の経緯

（変更前）

<前略>

本特別委員会は、以上の経緯で本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年12月10日、取締役会に対し、添付の内容の本答申書を提出いたしました。

(変更後)

<前略>

本特別委員会は、以上の経緯で本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年12月10日、取締役会に対し、添付の内容の本答申書を提出いたしました。また、本特別委員会は、委員全員一致の決議により、2026年2月18日、別添「当特別委員会の意見について」の考え方にに基づき、本公開買付条件変更後においても、本諮問事項に関する事情に変更はないと認められるため、本答申書の内容に変更はないことを承認いたしました。なお、本特別委員会は、別添「当特別委員会の意見について」を当社取締役会に提出した後、公開買付者より、Aspexとの間で本応募契約(Aspex)を締結し、①Aspexが所有する当社株式2,664,000株(所有割合:4.47%)の全てを本公開買付けに応募すること、及び本公開買付けの成立を条件として、Aspex関連当事者が、本公開買付けの成立後、別途公開買付者と合意した期日において、本再出資(Aspex関連当事者)をすることを内容とする再出資契約を締結する旨を合意している旨の連絡を受けましたが、本特別委員会として、当該事情を踏まえても別添「当特別委員会の意見について」の考え方及び本諮問事項に関する事情に変更はないと認められ、かつ、本公開買付けにおける買付予定数の下限である39,699,100株(所有割合:66.60%)は、Aspexが所有する当社株式2,664,000株(所有割合:4.47%)を考慮しても、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する数(本公開買付けにおける「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する数の詳細については、下記「⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)を上回る買付予定数の下限の設定」をご参照ください。)を上回るものであるため、本答申書の内容に変更はないことの見解を確認しております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認

(変更前)

<前略>

その結果、上記「(2)意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格は公正性を有し、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2025年12月11日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役(取締役合計8名のうち、永見氏及び松本氏を除く6名)の全員一致により、本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること、また、本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、上記の取締役会においては、当社の取締役8名のうち、永見氏及び松本氏は、本取引の提案者であり、かつ、本取引終了後も継続して当社の取締役として当社の経営に関与することを予定していることから、利益相反の疑いを回避するため、本取引に関する上記取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、当社の立場において、本取引に関して、公開買付者らとの協議及び交渉に一切参加しておりません。

(変更後)

<前略>

その結果、上記「(2)意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格は公正性を有し、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2025年12月11日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役(取締役合計8名のうち、永見氏及び松本氏を除く6名)の全員一致により、本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること、また、本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。さらにその後、当社は、2026年2月18日開催の当社取締役会において、上記「(2)意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付条件変更後も、引き続き、上記に記載の根拠及び理由並びに本特別委員会から受領した別添の意見を踏まえ、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、上記2025年12月11日及び2026年2月18日開催の取締役会においては、当社の取締役8名のうち、永見氏及び松本氏は、本取引の提案者であり、かつ、本取引終了後も継続して当社の取締役として当社の経営に関与することを予定していることから、利益相反の疑いを回避するため、本取引に関する上記取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、当社の立場において、本取引に関

して、公開買付者らとの協議及び交渉は一切参加しておりません。

⑧ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(変更前)

当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 43 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

(変更後)

当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 54 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(変更前)

① 本公開買付契約

(変更前)

<前略>

(ix) GS SPC、永見氏及び松本氏は、本スクイーズアウト手続の効力発生後、当社が法第 24 条第 1 項但書及び令第 4 条に基づく有価証券報告書の提出免除に係る承認を取得して以降実務上可能な限り速やかに、永見氏資産管理会社及び松本氏資産管理会社による本再出資を行うために必要となる手続を行うこと

<後略>

② <省略>

(変更後)

① 本公開買付契約

<前略>

(ix) GS SPC、永見氏及び松本氏は、本スクイーズアウト手続の効力発生後、当社が法第 24 条第 1 項但書及び令第 4 条に基づく有価証券報告書の提出免除に係る承認を取得して以降実務上可能な限り速やかに、永見氏資産管理会社及び松本氏資産管理会社による本再出資 (マネジメント) を行うために必要となる手続を行うこと

<後略>

② <省略>

③ 本応募契約 (Aspex)

公開買付者は、2026 年 2 月 19 日付で、Aspex との間で、Aspex が所有する当社株式 2,664,000 株 (所有割合：4.47%) の全てについて、下記 (ア) に記載の前提条件の全てが充足され又は Aspex により放棄されたことを条件として、本公開買付けに応募すること、及び下記 (イ) 乃至 (カ) に記載の内容に合意しているとのことです (注 1)。なお、公開買付者は、本公開買付けの応募に関して、本応募契約以外に、Aspex との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募された当社株式に係る本公開買付価格の支払いを除き、公開買付者から Aspex に対して供与される利益は存在しないとのことです。

(ア) 前提条件

- ・ 本公開買付けが適法かつ有効に開始され、かつ撤回されていないこと
- ・ 公開買付者の表明保証が重要な点において真実かつ正確であること (注 2)
- ・ 当社に係る未公表の重要事実等 (法第 166 条第 2 項に定める業務等に関する重要事実及び当

社の認識する限り本公開買付けの中止に関する事実（法第 167 条第 2 項に定める意味を有する。）が存在しない旨の確認が得られていること

- ・ 司法・行政機関等に対して、明らかに理由がない又は濫用的なものを除き、本公開買付けを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けを制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等によるいかなる命令若しくは判断も存在していないこと

(イ) 取得等の禁止

本応募契約 (Aspex) の締結日から本スクイズアウト手続完了までの間、Aspex は、本応募契約 (Aspex) に基づく本公開買付けへの応募を除き、直接又は間接に、当社株式及び本新株予約権の取得、譲渡、売却及び担保提供その他の処分をしない。

(ウ) 競合取引等に関する事項

本応募契約 (Aspex) の締結日から本スクイズアウト手続完了までの間、Aspex は、①本取引若しくは本応募の実行を妨げる可能性がある」と合理的に認められる取引（当社株式に対する公開買付けを開始し、又は開始予定を公表すること、及び、Aspex が所有する当社株式の全部又は一部を、本公開買付け以外の公開買付けに応募し、又は、当社株式の取得又は譲渡等に応じること含む。本「③本応募契約 (Aspex)」において、以下「競合取引」と総称します。）又は競合取引に係る契約の締結をしないこと、並びに②直接又は間接を問わず、(i) 競合取引に関して、第三者に対して、いかなる情報も提供せず、また、(ii) 競合取引に関して、提案、勧誘、協議又は交渉を行わず、また、Aspex の関連会社をして上記①及び②の行為を行わせない。

Aspex は、本応募契約 (Aspex) の締結日から本スクイズアウト手続完了までの間に、第三者から競合取引に係る提案を受けた場合、Aspex が負担する秘密保持義務に反しない限り、その旨及び当該提案の内容を速やかに公開買付者に対して通知し、対応について誠実に協議する。

(エ) 株主総会に関する事項

Aspex は、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権を行使せず、本公開買付けの決済の開始日より前の日を基準日とし、本公開買付けの決済の開始日以降に開催される当社の株主総会において、議決権その他の株主の権利について、公開買付者の指示に従って行使する。

(オ) 対抗公開買付け

上記 (イ) 乃至 (エ) にかかわらず、Aspex は、本応募契約 (Aspex) の締結日から本公開買付期間の末日の前営業日までの間、(i) 法第 27 条の 2 に基づき、当社株式の全てを対象として、現金を対価とする公開買付け（本「③本応募契約 (Aspex)」において、以下「対抗公開買付け」といいます。）が開始され、又は翌営業日に公開買付けが開始される旨の公開買付開始プレスリリースが公表され、(ii) 当該対抗公開買付けにおける公開買付価格が、本公開買付価格（本公開買付期間の末日の前営業日及び当該対抗公開買付けの公開買付期間の末日の前営業日よりも前に本公開買付価格が変更された場合には、当該変更後の価格）を上回る場合であって、(iii) Aspex が上記 (イ) 乃至 (エ) に違反していない場合、Aspex は、本公開買付けへの応募義務を免れ、又は本公開買付けへの応募を撤回し、当該対抗公開買付けに応募することができる。

(カ) 本再出資 (Aspex 関連当事者)

本公開買付けの成立を条件として、Aspex 関連当事者が、本公開買付けの成立後、別途公開買付者と合意した期日において、R パートナーズへの匿名組合出資をすることを内容とする再出資契約を締結する（注 3）。

(注 1) 本応募契約 (Aspex) において、公開買付者及び Aspex は、義務の不履行又は表明及び保証の違反に関する補償義務（ただし、公開買付者及び Aspex の相手方に対する補償金額は、5,061,600,000 円が上限とされているとのことです。）、契約の解除・終了、秘密保持義務、契約上の地位及び権利義務の譲渡その他の処分・承継禁止義務、契約に定めのない事項又は契約の条項に疑義が生じた場合の誠実協議義務等について合意しているとのことです。

(注 2) 本応募契約 (Aspex) において、Aspex は、概要、①設立及び存続、②本応募契約 (Aspex) の履行に必要な手続の履践、③強制執行可能性、④許認可等の取得及び履践、⑤法令

等との抵触の不存在、⑥反社会的勢力との取引の不存在・制裁関連法令等の遵守、⑦贈収賄防止法令等の遵守、⑧マネーロンダリング法制の遵守、⑨倒産手続等の不存在、⑩当社株式の適法かつ有効な保有について、表明及び保証を行っているとのことです。本応募契約（Aspex）において、公開買付者は、上記①乃至⑨について表明及び保証を行っているとのことです。

（注3）本再出資（Aspex 関連当事者）における出資金額及びR パートナーズを営業者とする匿名組合における出資割合を決定する前提となる当社株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項。以下同じです。）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である 1,900 円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定とのことです。）にする予定であり、当該金額より低い評価額による再出資は行わない予定とのことです。公開買付者が Aspex 関連当事者から本再出資（Aspex 関連当事者）を受ける理由は、Aspex が中長期的に当社株式を所有しており、ゴールドマン・サックスとしては Aspex が当社の事業や企業価値向上策について一定の知見を有していると考えられたことから、Aspex から Aspex 関連当事者を通じてそのようなその知見の共有を受けられることを考慮したものとのことです。このように、Aspex 関連当事者による本再出資（Aspex 関連当事者）は、Aspex による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

以 上

（参考）別紙 1：当特別委員会の意見について

別紙 2：2026 年 2 月 19 日付「ラクスル株式会社（証券コード：4384）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

(別添)

2026年2月18日

当特別委員会の意見について

ラクスル株式会社 特別委員会

ラクスル株式会社
社外取締役 小林 賢治

ラクスル株式会社
社外取締役（監査等委員） 琴坂 将広

ラクスル株式会社
社外取締役（監査等委員） 宇都宮 純子

当委員会は、頭書日現在行われている R1 株式会社（「公開買付者」）によるラクスル株式会社（「ラクスル」）の普通株式等に対する公開買付け（「本 TOB」）に関して、本 TOB が MBO の一環として行われるものであることを踏まえて、ラクスル取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として設置されました。本 TOB は、当初、2025 年 12 月 12 日から 2026 年 2 月 4 日までの計 33 営業日を公開買付期間として開始されましたが、その後、2026 年 2 月 4 日に同年 2 月 19 日まで（計 43 営業日）延長され、また、同日、2026 年 3 月 9 日まで（計 54 営業日）をその公開買付期間とするように、二度目の延長が行われる予定です。2 月 4 日に行われた延長は期間の延長だけでしたが、二度目の延長に際しては、公開買付価格が 1 株当たり 1,710 円から 1,900 円に変更になる見込みです。

本 TOB が公表されて以降、ラクスルの市場株価は、主に 2026 年 1 月 20 日以降、1,900 円を上回った金額で推移しています（終値ベース）。つまり 2026 年 2 月 19 日付で公開買付者により変更された後の公開買付価格は、直近の市場株価を下回っていることとなります。そのような状況の中で、当委員会が本 TOB を含む本取引が当社の一般株主にとって公正であるという 2025 年 12 月 10 日付けの当委員会の答申書の意見を維持し、ラクスルとして本 TOB に対する賛同意見及び株主の皆様に対する応募推奨を維持することを相当と考えた検討過程について、補足します。

まず、わが国において、ある買収が望ましいか望ましくないかは、一般的に、「企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させるかを基準に判断されるべき」とされています¹。この原則に照らし、当委員会は、本 TOB を通じて、ラクスルの企業価値が向上するか、また、本 TOB の条件は株主共同の利

¹ 経済産業省「企業買収における行動指針」（2023 年 8 月 31 日）7 頁

益が確保されたものか、という観点からの検討を行いました。

その上で、当委員会としては、答申書で述べたとおり、ラクスルが置かれた事業環境並びにラクスルの取締役会長である松本氏及び代表取締役社長である永見氏が本 TOB 後に予定している各種の施策の内容に鑑みれば、非公開化することにより株式市場からの評価にとらわれず、かつ、株主と経営陣が一体となることで機動的かつ柔軟な意思決定が可能な強固かつ安定した新たな経営体制を構築することこそ、ラクスルの企業価値向上を実現する選択であると考えた松本氏及び永見氏の判断は、十分に説得的かつ合理的なものであると考えました。また、当委員会の委員による社外取締役としてのこれまでの関与及び本 TOB の過程における当委員会によるヒアリング等の結果に鑑みても、ラクスルの取締役会長である松本氏及び代表取締役社長である永見氏は卓越した経営能力及び経験を有し、かつ、ラクスルの企業価値向上に強い意思を有していることが確認でき、この両者が引き続きラクスルの経営に全責任を負う前提の下、ラクスルの企業価値の向上という観点において、非公開化を実現した方が上場を維持した場合よりもより高みを目指すことができると判断いたしました。さらには、ラクスル及び当委員会がそれぞれ独立した価値算定も行った上で本 TOB の条件を検証し、当初の公開買付価格に至ったという経緯のいずれも、形骸化・儀礼化したものではなく真摯な交渉を経たものであると判断しています。そのため、当委員会は、答申書で述べたとおり、本 TOB を含む本取引が当社の一般株主にとって公正であるとの結論に至ったものです。

賛同意見及び応募推奨のうち、本 TOB に対する賛同意見については、市場株価が公開買付価格を上回る状態で推移している中で、変更後の公開買付価格がなお市場価格を下回るとしても揺らぐものではありません。それは、当委員会が本 TOB の是非を判断するに当たって検討した各事情は何ら変更されておらず、更に、直近の、AI の急激な進化に伴う一部のテックカンパニーに対する市場評価の見直しも併せ検討すれば、本 TOB がこれからラクスルが直面するであろう難局に立ち向かって更なる企業価値の向上を遂げるための手段であるという説明に何ら不合理な点は見当たらないためです。

他方において、応募推奨に関しては、直近の市場価格を踏まえると議論の余地があります。シンプルに考えれば、市場その他でより高い金額で売却する機会を得られるのであればより高い金額で売却するのが経済合理性があり、本 TOB に応募するか否かの判断は各株主の判断に任せることとして、中立の意見を示すことも考えられるためです。

しかしながら、当委員会では、①本 TOB 公表前までの段階においてもラクスルの業績は堅調であったところ、本 TOB は純然たる「売却」の局面ではなく、松本氏及び永見氏がラクスルの企業価値を向上させるために行った経営判断の結果としての MBO であり、本 MBO の枠組み自体が企業価値を向上させるうえで重要な要素と考えられること、②本 TOB のように、実行資金にいわゆる LBO ファイナンスが用いられる場合、LBO ファイナンスの負担増はラクスルの成長投資への余地を減じる可能性があるところ、公開買付者の説明によれば、1,900 円という公開買付価格は、既に金融機関からコミットを受けた限度まで借入れを実行することとした上での設定であって、更なる借入増はラクスルの成長計画にマイナスの影響を与えることとなり、また、エクイティの積み増しの場合には、LBO ファイナンスに比してさらに高い資本コストが求められることによる成長投資の抑制等、必ずしも中長期の企業価値向上に資さないと考えられること、③公開買付者として、今回の変更後の公開買付価格（1,900 円）を最終的なものと

し、今後、公開買付価格を一切変更しないことを決定していること、④当然のことながら、ラクスルが起用した算定機関だけでなく当委員会が独自に起用した第三者算定機関の価値算定結果を踏まえても、1,900円という価格は公正なものであると考えられること、⑤いわゆるレブロン義務²が存在する米国と異なり、わが国において取締役に残存する義務は「企業価値の公正な移転」すなわち公正価値を移転する義務であって、1円でも高い価格（最大価値）を追求する義務ではないこと、⑥ある時点における市場株価は、全ての一般株主が当該価格で売却できることを意味するものではない中で、特に、株式分割も考慮すると、2022年2月以降、約4年にわたりラクスルの株価（終値ベース）が一貫して1,900円を下回ってきたこと、最後に株価（終値ベース）が1,400円を超えたのは2025年1月30日、1,500円を超えたのは2023年9月12日であることも踏まえると、本TOBは、特に本TOBの開始前から株式を保有するラクスルの株主にとっては一定額以上で確実に現金化（売却）できる貴重な機会であり、本TOBが不成立となった場合に上場を維持した上で一定のリスクがある成長投資に踏み込む選択肢が残り、その場合の市場株価の推移は全く不明であるところ、1,900円という公開買付価格での売却に納得している株主に対してその売却機会を失わせることが正しい判断とは言い難いこと、⑦本TOBにおいては、当初の買付者に特権的な地位を担保する取引保護合意をすることなく、公開買付期間を法令に定められた最短期間よりも相当程度長くする、いわゆる、間接的マーケットチェックが公正性担保措置として実施されているところ、実際に、本TOBが2025年12月12日に開始されて以降、現在までに、他に本TOBと比較しうる買収提案はされていないこと、そして、⑧この度の公開買付条件の変更によっても、買付予定数の下限についての、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの条件は維持されており、最終的には、公開買付者と利害関係を有さない当社の一般株主の過半数が賛同しない限りは、本TOB及びその後のスクイーズアウトが行われないという仕組みが確保されている点で、最終的な判断は依然として市場に委ねられていることなどを、総合的に判断し、当委員会としては、本TOBに対する応募推奨を維持することには十分な合理性が認められると結論付けました。

MBOは、構造的に利益相反を内在し得る取引であるからこそ、その是非（企業価値の向上に資するか否か）及び取引条件の公正性（企業価値の公正な移転が確保されているか否か）の双方について、最も厳格な検証が求められるものと当委員会は認識しております。

また、当委員会は、公開買付価格の水準が重要な検討要素であることを当然の前提としつつも、企業価値の向上という観点を十分に踏まえることなく、買付価格の多寡のみをもって取引の是非を評価することは、経済産業省の指針（いわゆる、公正M&A指針や企業買収行動指針）が示す枠組みに照らして必ずしも適切とはいえないと考えております。

企業価値向上と株主が享受する対価は通常一致するものと考えられる一方、例外的に一致しない局面が生じ得ることも同指針において指摘されているところです。本取引において当委員会は、

① 将来の成長投資及び新規事業展開に伴う短期的な収益変動リスク

² 平易には会社の売却価格を最大限高めるべき注意義務のことで、例えば、「取締役会が会社を売却することを決定した後は、取締役会の義務は企業体としての会社を防衛することから、株主の利益のために会社の売却価格を最大化することに変化すると述べたデラウェア州最高裁判所の判例によって示された取締役の義務のこと」とされる。飯田秀総「レックス・ホールディングス損害賠償請求事件高裁判決の検討〔下〕」商事法務2023号21頁。

- ② 上場維持下では資本市場から十分な評価が得られない可能性
- ③ 非公開化による機動的かつ長期的な意思決定体制の構築の必要性

といった事情を総合的に勘案し、本 TOB を含む本取引が企業価値向上に資するものであると判断いたしました。

その上で、提示価格が公正価値を下回るものではないかについて独立した第三者算定機関の株式価値算定結果に基づき検証を行い、公正な価値移転が確保されていることを確認しております。

MBO は、将来的な企業価値向上の実現を目的として、経営陣自らがリスクを負担し、必要に応じて当該リスクを共有し得る資金提供者と協働しながら、中長期的視点に立った迅速かつ機動的な意思決定を可能とする経営体制を構築するために実施される取引であると当委員会は理解しております。

その意味において、単に既存株主の現金化の機会を最大化することを主目的として実施される取引とは、その性質が異なるものと考えております。

もともと、MBO であることを理由に公正価値の移転が軽視されることは許されず、当委員会は、本取引においても企業価値向上の合理性と公正な対価水準の双方が確保されているかを厳格に検証した上で判断を行っております。

以上を踏まえ、当委員会としては、本取引に関する判断はその合理性について十分な検討を尽くした上で行われたものであると考えております。

以上

2026年2月19日

各位

会社名 R1株式会社
代表者名 代表取締役 糸木 悠

**ラクスル株式会社（証券コード：4384）の
株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

R1株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、ラクスル株式会社（証券コード：4384、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、以下「対象者」といいます。）の株券等に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2025年12月12日より開始しております。

公開買付者が（i）公開買付者が2026年2月19日付で、本公開買付けにおける対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を1,710円から1,900円に変更し、当該変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しないことを決定したこと、（ii）公開買付者が、2026年2月19日付で、Aspex Opportunity Master Fund（所有株式数：2,664,000株、所有割合：4.47%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを内容とする契約を締結したこと、及び（iii）GS SPC（下記に定義します。）による公開買付者祖父母会社（下記に定義します。）の持分割合に変更があったことに伴い、公開買付者が2025年12月12日付で提出した公開買付届出書（2026年2月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の記載事項及び公開買付届出書の添付書類である2025年12月12日付公開買付開始公告（2026年2月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項及び2026年2月4日付公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。）の一部に訂正すべき事由（公開買付期間を2026年2月19日から、本日から起算して11営業日を経過した日に当たる2026年3月9日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じました。

これに伴い、2025年12月11日に公表した「ラクスル株式会社（証券コード：4384）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2026年2月4日に公表した「ラクスル株式会社（証券コード：4384）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」で変更された事項を含みます。）の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

（変更前）

公開買付者は、合同会社乃木坂ホールディングス（以下「乃木坂ホールディングス」といいます。）、Rパートナーズ合同会社（以下「Rパートナーズ」といいます。）及びWest Street Asia Equity Partners I EE Holdco 111 LLC（以下「West Street Asia Equity Partners」といい、乃木坂ホールディングス及びRパートナーズと総称して「GS SPC」といいます。）がそれぞれその持分の11.22%、63.68%、25.10%（小数点以下第三位を四捨五入。）を直接保有するR3株式会社の完全子会社であるR2株式会社（以下R2株式会社を「公開買付者祖父母会社」といい、R2株式会社を「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、本公開買付けを通じて東京証券取引所プライム市場に上場している対象者の対象者株券等を取得及び所有すること等を主たる目的として、2025年10月24日に設立された株式会社です。なお、本日現在、公開買付者、公開買付者親会社、公開買付者祖父母会社、乃木坂ホールディングス、Rパートナーズ及びWest Street Asia Equity Partnersは、いずれも対象者株券等を所有していません。

<中略>

その後、公開買付者は、2025年12月12日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の

見通しを考慮して、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断期間を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026年2月4日、公開買付け期間を2026年2月19日まで延長し、合計43営業日とすること（以下「本期間延長」といいます。）を決定いたしました。なお、公開買付者としては、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、対象者によれば、対象者がそのような提案を受領してもいないことから、本公開買付け価格（1,710円）は、対象者の価値を十分に反映した価格であり、かつ、対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えているため、本日現在、本期間延長後も本公開買付け価格を変更する予定はございません。

<中略>

本公開買付けに際し、GS SPCは、2025年12月11日付で、対象者の代表取締役社長グループCEOであり、対象者の株主である永見世央氏（以下「永見氏」といいます。所有株式数：1,011,100株（所有割合（注2）：1.70%）、所有新株予約権数：9,670個（目的となる株式数：1,057,000株、所有割合：1.77%）（注3）及び対象者の取締役会長であり、対象者の第2位株主（2025年7月31日時点）である松本恭攝氏（以下「松本氏」といいます。所有株式数：7,317,550株（ただし、本譲渡制限付株式18,250株を含みます。）（所有割合：12.28%）、所有新株予約権数：4,700個（目的となる株式数：940,000株、所有割合：1.58%）（注4）との間で公開買付け契約（以下「本公開買付け契約」といいます。）を締結し、①永見氏が所有する対象者株式1,011,100株（所有割合：1.70%）、同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権（900個）を本公開買付けへの応募までに行使することにより同氏が取得する対象者株式180,000株（所有割合：0.30%）の全て、並びに松本氏が所有する本譲渡制限付株式を除く対象者株式7,299,300株（所有割合：12.25%）の全て及び同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権（4,700個）を本公開買付けへの応募までに行使すること（注5）により同氏が取得する対象者株式940,000株（所有割合：1.58%）の全てについて本公開買付けに応募すること、②永見氏が所有する第18回新株予約権（8,770個）（目的となる株式数：877,000株）を本公開買付けの開始日以降速やかに放棄すること、③本公開買付けの決済後に対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の完了のために必要な手続を実施すること、及び④本スクイーズアウト手続完了後、永見氏及び松本氏がそれぞれその資産管理会社をして、公開買付者祖父母会社に、永見氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社及び松本氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社の合計で議決権比率50.0%となる株式出資をすること等を合意しております。本公開買付け契約の詳細については、本公開買付けに係る公開買付け届出書の「第1 公開買付け要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「①本公開買付け契約」をご参照ください。

<後略>

（変更後）

公開買付者は、合同会社乃木坂ホールディングス（以下「乃木坂ホールディングス」といいます。）、Rパートナーズ合同会社（以下「Rパートナーズ」といいます。）及びWest Street Asia Equity Partners I EE Holdco 111 LLC（以下「West Street Asia Equity Partners」といい、乃木坂ホールディングス、Rパートナーズ及びWest Street Asia Equity Partnersを総称して「GS SPC」といいます。）がそれぞれその持分の5.09%、83.21%、11.70%（小数点以下第三位を四捨五入。）を直接保有するR3株式会社の完全子会社であるR2株式会社（以下R3株式会社を「公開買付者祖父母会社」といい、R2株式会社を「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、本公開買付けを通じて東京証券取引所プライム市場に上場している対象者の対象者株券等を取得及び所有すること等を主たる目的として、2025年10月24日に設立された株式会社です。なお、本日現在、公開買付者、公開買付者親会社、公開買付者祖父母会社、乃木坂ホールディングス、Rパートナーズ及びWest Street Asia Equity Partnersは、いずれも対象者株券等を所有しておりません。

<中略>

その後、公開買付者は、2025年12月12日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの

応募についてさらなる判断期間を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026年2月4日、公開買付け期間を2026年2月19日まで延長し、合計43営業日とすること（以下「本期間延長」といいます。）を決定いたしました。なお、公開買付け者としては、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、対象者によれば、対象者がそのような提案を受領してもいないことから、本公開買付け価格（1,710円）は、対象者の価値を十分に反映した価格であり、かつ、対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えているため、2026年2月4日時点で、本期間延長後も本公開買付け価格を変更する予定はない旨を公表いたしました。

公開買付け者としては、本公開買付け条件変更（下記に定義します。以下同じです。）前の本公開買付け価格（1,710円）について、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、対象者によれば、対象者がそのような提案を受領してもいないことから、対象者の価値を十分に反映した価格であり、かつ、対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えておりました。

一方で、公開買付け者は、上記の公開買付け期間の延長後における対象者株式の市場取引の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを勘案した結果、本公開買付けの成立の可能性を高めるためには、対象者の株主の皆様に対して本公開買付け条件変更前の本公開買付け価格より高い金額での売却機会を提供する必要があると考えるに至りました。

かかる考えの下、公開買付け者は、2026年2月13日、ゴールドマン・サックスの合理的な投資基準を踏まえ、本公開買付け価格を1,710円から1,900円（2026年2月12日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（2,050円）に対して7.32%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,991円）に対して4.57%の各ディスカウントを行った価格、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,675円）に対して13.43%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,431円）に対して32.77%の各プレミアムを加えた価格）に変更することを検討していること、また、当該価格はゴールドマン・サックスの投資基準に基づき慎重に検討した結果、投資判断として許容される評価額の最大値であり、公開買付け者として対象者株主の皆様にご提供できる最大限かつ最終の価格であると考えている旨を対象者に伝達いたしました。

これに対して、対象者は、2026年2月18日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが2025年12月12日に開始されてから42営業日経過した現在でもなお、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されておらず、また、対象者としてもそのような提案を受領してもいないことから、対象者としても、本公開買付け条件変更前の本公開買付け価格（1,710円）が対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたことに加え、ゴールドマン・サックスの投資基準に照らして最大限の価格として引き上げられた本公開買付け価格（1,900円）は、さらに対象者の株主の皆様により有利な条件になっていることから、本公開買付け価格を1,900円とする提案に応諾し、公開買付け者が本公開買付け条件変更を正式に決定することを条件として、本公開買付け条件変更に対して賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議し、公開買付け者は、その旨の回答を対象者から受領いたしました。

これを受け、公開買付け者は、2026年2月19日、本公開買付け価格を1,710円から1,900円に変更すること、具体的には、（i）本公開買付け条件変更前の本公開買付け価格（1,710円）は、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、対象者によれば、対象者がそのような提案を受領してもいないことから、対象者の価値を十分に反映した価格であり、かつ、対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたことに加えて、（ii）本公開買付け条件変更により、さらに対象者の株主の皆様により有利な条件になっていることから、本公開買付け条件変更後の本公開買付け価格を最終的なものとし、今後、本公開買付け価格の一切の変更を行うことはない旨を決定いたしました（以下「本公開買付け条件変更」といいます。）。

また、公開買付け者は、公開買付け期間を2025年12月12日から2026年2月19日まで（43営業日）と定めておりましたが、本公開買付け価格の変更を決定したことに伴う公開買付け届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付け期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月19日から起算して11営業日を経過した日に当たる2026年3月9日まで延長して合計54営業日とすることとなりました。なお、本公開買付け条件変

更後の本公開買付価格である1株当たり1,900円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月10日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,250円に対して52.00%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,188円に対して59.93%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,151円に対して65.07%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,197円に対して58.73%のプレミアムを加えた価格となります。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高めるため、本公開買付条件変更を決定したことに伴う本プレスリリースの提出日現在、対象者の株主様のうち一部の機関投資家との間で、本公開買付価格変更後の本公開買付価格（1,900円）でのその所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを内容とする契約の締結に向けた協議を引き続き行っており、正式に合意した場合には改めてお知らせする予定です。

<中略>

本公開買付けに際し、GS SPCは、2025年12月11日付で、対象者の代表取締役社長グループCEOであり、対象者の株主である永見世央氏（以下「永見氏」といいます。所有株式数：1,011,100株（所有割合（注2）：1.70%）、所有新株予約権数：9,670個（目的となる株式数：1,057,000株、所有割合：1.77%）（注3）及び対象者の取締役会長であり、対象者の第2位株主（2025年7月31日時点）である松本恭攝氏（以下「松本氏」といいます。所有株式数：7,317,550株（ただし、本譲渡制限付株式18,250株を含みます。）（所有割合：12.28%）、所有新株予約権数：4,700個（目的となる株式数：940,000株、所有割合：1.58%）（注4）との間で公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結し、①永見氏が所有する対象者株式1,011,100株（所有割合：1.70%）、同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権（900個）を本公開買付けへの応募までに行行使することにより同氏が取得する対象者株式180,000株（所有割合：0.30%）の全て、並びに松本氏が所有する本譲渡制限付株式を除く対象者株式7,299,300株（所有割合：12.25%）の全て及び同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権（4,700個）を本公開買付けへの応募までに行行使すること（注5）により同氏が取得する対象者株式940,000株（所有割合：1.58%）の全てについて本公開買付けに応募すること、②永見氏が所有する第18回新株予約権（8,770個）（目的となる株式数：877,000株）を本公開買付けの開始日以降速やかに放棄すること、③本公開買付けの決済後に対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の完了のために必要な手続を実施すること、及び④本スクイーズアウト手続完了後、永見氏及び松本氏がそれぞれその資産管理会社をして、公開買付者祖母会社に、永見氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社及び松本氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社の合計で議決権比率50.0%となる株式出資をすること等を合意しております。

さらに、本公開買付けに際し、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高める観点で、2026年2月19日付で、Aspex Opportunity Master Fund（以下「Aspex」といいます。）（所有株式数：2,664,000株、所有割合：4.47%）との間で応募契約（以下「本応募契約（Aspex）」といいます。）を締結し、①Aspexが所有する対象者株式2,664,000株（所有割合：4.47%）の全てを本公開買付けに応募すること、及び本公開買付けの成立を条件として、Aspexの関連当事者（以下「Aspex関連当事者」といいます。）が、本公開買付けの成立後、別途公開買付者と合意した期日において、Rパートナーズへの匿名組合出資をすることを内容とする再出資契約を締結する旨を合意しております。

本公開買付契約及び本応募契約（Aspex）の詳細については、2026年2月19日付の本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「①本公開買付契約」及び「③ 本応募契約（Aspex）」をご参照ください。

<後略>

(3) 買付け等の期間

(変更前)

2025年12月12日(金曜日)から2026年2月19日(木曜日)まで(43営業日)

(変更後)

2025年12月12日(金曜日)から2026年3月9日(月曜日)まで(54営業日)

(4) 買付け等の価格

(変更前)

① 普通株式1株につき、1,710円

(変更後)

① 普通株式1株につき、1,900円

(7) 決済の開始日

(変更前)

2026年2月27日(金曜日)

(変更後)

2026年3月16日(月曜日)

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリースに含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。公開買付者、公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

【将来に関する記述】

このプレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。係る場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。